

転出に関するお手続き

佐世保市役所：佐世保市八幡町1番10号 電話番号：0956-24-1111（代表）

※申請内容により、必要な書類が異なりますので、詳しくは各担当課までお問い合わせください。
また、お手続きにおいて、マイナンバーカードがお手元にはない場合は、お手続き前に各担当課へご相談ください。

確認欄	手続き名	対象となられる方	転出に関するお手続きに必要なもの	窓口及びお問い合わせ先
	転出届		①窓口に来られる方の本人確認書類 ※代理人が手続きをする場合は、委任状が必要です。	《市役所本庁舎1階》 戸籍住民窓口課 ／内線：2116～2121 または 各支所及び 宇久行政センター
	転出届(オンライン)	佐世保市から佐世保市外に引っ越しをされる方	①マイナンバーカード（2種類の電子証明書が有効なもの） ②スマートフォンもしくはパソコンとICカードリーダー ※マイナポータルの「引っ越しの手続き」からの手続きとなります。 詳しくは市のホームページをご確認ください。 	
	国外転出届	佐世保市から国外に引っ越しをされる方	①窓口に来られる方の本人確認書類 ②転出をされる全員のマイナンバーカード、住民基本台帳カード（お持ちの方のみ） ※代理人が手続きをする場合は、委任状が必要です。	
	市外の小・中学校への転校	児童・生徒とその保護者	①印鑑 ②転学届（「転出届」を提出された際に窓口で発行されます。） ※オンライン申請を利用される方については、「転学届」を学校へ送付するようになりますので、出来る限り転出の5日前までに申請をしていただきますようお願いします。	※転出する学校でお手続きください。 《市役所本庁舎11階》 学校教育課 ／内線：3136
	国民年金資格喪失	国民年金加入者で国外転出される方	①年金手帳または基礎年金番号通知書 ②本人確認書類	《市役所本庁舎1階》 医療保険課 ／内線：2122～2124 または 各支所及び 宇久行政センター 佐世保年金事務所 ／電話：34-1189 (住所：稲荷町2番37号)
	国民年金任意加入	国民年金加入中の日本国籍の方で国外転出される方	①年金手帳または基礎年金番号通知書 ②本人確認書類 ③通帳 ④通帳のお届け印 ※③④は口座振替の場合	
	後期高齢者医療負担区分証明書の交付申請	長崎県外へ引っ越しをされる方（特例施設への入居の方を除く）	①後期高齢者医療資格確認書もしくは資格情報のお知らせ、被保険者証	《市役所本庁舎1階》 医療保険課 ／内線：2135～2138 または 各支所及び 宇久行政センター
	国民健康保険負担区分証明書の交付申請	70歳以上の方で佐世保市外へ引っ越しをされる方（特例施設への入居の方を除く）	①国民健康保険資格確認書もしくは資格情報のお知らせ、被保険者証	
	国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、および介護保険料の納付	国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、および介護保険料を納付されている方	納め過ぎまたは未納がある場合は、収納推進課窓口へお問い合わせください。	《市役所本庁舎2階》 収納推進課 ／内線：2235～2249
	児童手当	児童手当を受給されている方	窓口に来られる方の本人確認書類 ※別世帯の代理人が手続きをする場合は、委任状が必要です。	《すこやかプラザ4階》 子ども支援課 ／内線：5439～5441 または 各支所及び 宇久行政センター
	児童扶養手当	児童扶養手当を受給されている方	児童扶養手当証書	《すこやかプラザ4階》 子ども支援課 ／内線：5435～5437 または 宇久行政センター
	福祉医療制度（母子・父子）	福祉医療制度（母子・父子）の認定を受けている方	福祉医療費受給者証	

確認欄	手続き名	対象となられる方	転出に関するお手続きに必要なもの	窓口及びお問い合わせ先
	乳幼児・小中学生・高校生等福祉医療	乳幼児・小中学生・高校生等福祉医療の認定を受けている方	福祉医療費受給者証	《すこやかプラザ4階》 子ども支援課 ／内線：5437、5447 または 各支所及び 宇久行政センター
	保育所・認定こども園等の退所	保育所・認定こども園等を利用されている方	ご利用の施設において退所届を提出している場合は来庁不要です。 提出がまだの方については保育幼稚園課までご連絡ください。	《すこやかプラザ4階》 保育幼稚園課 ／内線：5428、5429 または ご利用の施設
	介護保険被保険者証等の返還	介護保険被保険者や介護認定、負担限度額認定等を受けられていた方	①介護保険被保険者証 ②介護保険負担割合証（介護認定を受けられている方のみ） ③介護保険負担限度額認定証（お持ちの方のみ）	《すこやかプラザ3階》 長寿社会課 ／内線：5311～5315 または 各支所及び 宇久行政センター
	介護保険受給資格証明書の交付申請	介護保険の認定を受けていた方(特例施設への入居の方を除く)	必要な書類はありませんが、各支所・宇久行政センターで交付申請をされた場合、受給資格証明書は転出先住所に郵送します。	
	障がい福祉サービス受給者証等の返還	福祉パス券や福祉医療受給者証等をお持ちの方は返還手続きが必要です。	①福祉パス（nimoca ニモカの場合は、西肥バス窓口への返却となります。） ②福祉医療受給者証 ③自立支援医療受給者証（更生医療） ④障害福祉サービス受給者証 ⑤障害児通所受給者証 ⑥地域生活支援事業受給者証	《すこやかプラザ1階》 障がい福祉課 ／内線：5107～5109、5114
	特別児童扶養手当	特別児童扶養手当を受給されている方	①県内転出の場合：手続き不要 ②県外転出の場合：持参が必要な書類はありませんが、住所変更届の提出が必要です。 ①②ともに転出先へも住所変更届要提出	《すこやかプラザ1階》 障がい福祉課 ／内線：5106
	生活保護	生活保護を受給されている方	生活福祉課までご連絡ください。	《すこやかプラザ2階》 生活福祉課 ／内線：5205～5216、5221、5222
	敬老特別乗車証の返還	敬老特別乗車証の交付を受けている方	敬老特別乗車証をお返しく下さい。 ●敬老パスが長崎スマートカードの場合 右欄の窓口へお返しく下さい。 ●敬老パスがnimoca（ニモカ）の場合 【ご本人が手続きされる場合】 ①本人確認書類（マイナンバーカード、健康保険証など） 【代理の方が手続きされる場合】 ①代理の方の本人確認書類（マイナンバーカード、健康保険証など） ②下記「ア」または「イ」のどちらか ア：敬老バス交付対象者の本人確認書類（健康保険証、運転免許証など） ＋ 敬老バス交付対象者と代理の方の続柄がわかる公的証明書（戸籍謄本、住民票など） イ：委任状	《すこやかプラザ5階》 健康づくり課 ／内線：5532 ●敬老パスが長崎スマートカードの場合の返却先 ・健康づくり課 ・各支所 ・宇久行政センター ●敬老パスがnimoca（ニモカ）の場合の返却先 西肥バス窓口
	佐世保市民霊園・佐世保市霊園納骨堂・市営墓地	市民霊園・納骨堂・市営墓地を使用されている使用者	状況により、必要書類が異なりますので、生活衛生課までお問い合わせください	《すこやかプラザ5階》 生活衛生課 ／内線：5553、5554
	所得課税証明書の取得	転出先で所得課税証明書の提出が必要な方	窓口に来られる方の本人確認書類 ※同一世帯のご家族以外の代理人が手続きをする場合は、委任状が必要です。	《市役所本庁舎2階》 市民税課 ／内線：2203 または 各支所及び 宇久行政センター

確認欄	手続き名	対象となられる方	転出に関するお手続きに必要なもの	窓口及びお問い合わせ先
	市県民税の納税 管理人申告	国外に転出する日本人・外国人 （前年に所得があり市県民税が課税（見込み）の方）	窓口に来られる方（本人でも納税管理人でも可）の本人確認書類 ※納税管理人とは、本人出国後に本人の代わりに納税通知書の受け取りや納税等をする方です。 ※市県民税がかかるかどうか不明な場合はお問い合わせください。	《市役所本庁舎2階》 市民税課 ／内線：2204～2208
	固定資産税の納 税管理人申告	佐世保市内に固定資産（土地・家屋）をお持ちの方で国外へ転出される方	①納税義務者（申告者）の方の本人確認書類 ②納税管理人申告書 ※今後、佐世保市内へ再度転入される場合や転出後さらに転居される場合は、資産税課へご連絡ください。	《市役所本庁舎2階》 資産税課 ／内線：2221～2229、 2234、2261、 2262
	軽自動車等の登録に関する手続き	転出先の市町村にて引き続き車両を使用される方	転出先の市町村にお尋ねください。	《市役所本庁舎2階》 資産税課 ／内線：2230
	水道に関するお申し込み	水道の使用を中止される方	電話やインターネットでもお申し込みができます。 ※給水契約者以外の方がお申し込みをされる場合は、必ず給水契約者の同意を得た上で、お申し込みください。	水道局営業課 ／電話：25-9662 （住所：八幡町4番8号） ／ホームページ 
	図書館利用者カードの解約または変更	佐世保市外へ転出される方 ※ただし、平戸市、松浦市、西海市、佐々町、小値賀町、波佐見町、川棚町、東彼杵町へ転出される場合、利用登録を変更することで継続して利用できます。	解約のときは手続き不要です。 変更のときは、カード登録変更をされる方が本人確認書類をご持参のうえご来館ください。 ※図書館から本を借りている場合は、転出前にご返却ください。	佐世保市立図書館 ／電話：22-5618 （住所：宮地町3番4号）
	市営住宅入居者異動届	市営住宅同居者が佐世保市外へ引越しをされた方	佐世保市営住宅管理センターまでお問い合わせください。	佐世保市営住宅管理センター ／電話：25-9625 （住所：松浦町5番1号） または 宇久行政センター
	市営住宅退去届	市営住宅の退去を予定されている方	①印鑑 ②敷金還付先として希望する契約者名義の銀行等の口座番号が分かるもの	
	市営住宅入居承継申請書	市営住宅名義人が施設入所し、同居者が市営住宅の名義の承継を希望される方	佐世保市営住宅管理センターまでお問い合わせください。	
	在外選挙人名簿への登録申請	国外に住所を定める予定（出国先の在外公館へ在留届を届け出られる予定）で在外選挙人名簿への登録を希望される方	①在外選挙人名簿登録移転申請書 ②本人確認書類（パスポート、マイナンバーカード、運転免許証等） 本人からの委任を受けた方が窓口に来られる場合は、上記書類に加えて ③申出書 ④窓口にいられた方の本人確認書類（パスポート、マイナンバーカード、運転免許証等） ※上記の書類を選挙管理委員会事務局窓口に提出する手続きのほか に、国外に住所を定めて3か月経過すると、管轄する在外公館において申請手続きをすることもできます。詳しくは選挙管理委員会事務局へお尋ねください。	《市役所本庁舎11階》 選挙管理委員会事務局 ／内線:3141～3145 または 在外公館
	選挙人名簿登録証明書の返還	選挙人名簿登録証明書の交付を受けていた方	選挙人名簿登録証明書	《市役所本庁舎11階》 選挙管理委員会事務局 ／内線:3141～3145

確認欄	手続き名	対象となられる方	転出に関するお手続きに必要なもの	窓口及びお問い合わせ先
	郵便等投票証明書の返還	郵便等投票証明書の交付を受けていた方	郵便等投票証明書	《市役所本庁舎11階》 選挙管理委員会事務局 ／内線:3141～3145
	※選挙時不在者投票の請求	佐世保市の選挙人名簿に登録されていた方で、転出後4ヶ月を経過しない方	不在者投票宣誓書兼請求書	
	防災ラジオの返還	防災ラジオの貸与を受けていた方	①返還届の提出、②防災ラジオの返還が必要です。	《市役所本庁舎5階》 防災危機管理局 ／内線：2554
	空き家の管理・処分	佐世保市内に空き家を所有される方	空き家の維持管理は所有者が行う必要があります。空き家の維持管理などでお困りの場合は住宅政策課へお問い合わせください。	《市役所本庁舎8階》 住宅政策課